

八王子市立高尾山学園小・中学部いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

『「いじめを許さないまち八王子条例」第3条』にあるように、いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人もいかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。市や学校、保護者、その他子どもと関わるものは、積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、それぞれが責務又は役割を自覚し、いじめの防止等に取り組まなければならない。

そこで高尾山学園の教職員は、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえる、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、人権尊重の理念の理解のもと、いじめの未然防止と早期発見対応・解決の取組を徹底する。

2 主な取組

(1) いじめの未然防止や早期発見のための措置

- ① いじめ防止理解教育の推進
 - ・児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を進める指導を行う。年3回以上、必ず全ての学級で、児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動を実施する。
- ② 安心できる学校生活の確立
 - ・教職員が日頃から、児童・生徒が自ら決定した意思を尊重し、認め、励まし、応援する指導を徹底する。そして全ての児童・生徒が安心して教育活動に参加できる環境づくりを行う。
 - ・体験活動や地域との交流活動等で児童・生徒が活躍する場を設け、自己肯定感や自己有用感を育み、一人ひとりが学校生活において充実感のもてる学校づくりを行う。
- ③ 学校、保護者、地域、関係機関との連携
 - ・いじめ問題に対しては、保護者や関係機関、地域と一体となって取り組む。
- ④ 「ふれあい月間」における指導の充実
 - ・6月・11月・2月の「ふれあい月間」の取組において、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、特別の教科道徳や特別活動において、いじめは人権侵害行為であり、犯罪行為にもなるという認識を日頃より醸成する。
- ⑤ 心理士、スクールカウンセラーによる相談活動の充実
 - ・相談室に常駐する心理士に加え、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑥ 児童・生徒のチューター制を実施し、話せる大人をつくる。
- ⑦ 全教職員による情報共有の場の設定
 - ・毎日の職員朝会（30分間）や週1回の情報交換会（30分間）で児童・生徒の情報を共有し、気になる児童・生徒については個別支援委員会で支援について検討する。
- ⑧ 転入時は、不登校理由にいじめ等の有無がないかを調査する。

(2) いじめの未然防止の児童・生徒への指導（SSP及び道徳教育等の充実）

- ① 道徳科の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② ふれあい月間や長期休み明けなどに、特別の教科道徳や特別活動において、人権教育プログラムの実践事例やいじめ総合対策【第3次】下巻の事例などを教材に児童・生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を実施する。

- ③ SSPをはじめとするコミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④ 家庭と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童・生徒の豊かな心を育むための取組を推進する。児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っても、その指導に十分な効果が表れない場合は、関係機関と適切に連携する。
- ⑤ 学校と教育委員会は、関係機関との適切な連携が図られるよう、平素より関係機関の窓口を明確にするとともに、連携会議等による情報共有体制を構築する。
- ⑥ 児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑦ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒がストレスに適切に対処できる力を育む。

※SSP（スクールソーシャルプログラム）＝SST（対人関係や集団行動を営んでいくための技能）を年間にわたりプログラムを組み実践する。

（3）教職員としてなすべきこと

- ① いじめの早期発見と対応力の向上
 - ・ いじめを見抜く感性を磨く。
 - ・ 「いじめられた」という訴えを基に「いじめ」と認定し対応する。
 - ・ 「いじめ対応ハンドブック」を活用し、初期対応から組織的対応まで徹底する。
- ② 児童・生徒の不安や悩みへの受容的な関わり
 - ・ 不安や悩みを受け止める姿勢をもつ。
 - ・ 一人ひとりの心の理解に努める。
- ③ 自己肯定感と意欲を高める指導の充実
 - ・ 「わかる授業」によって自信とやる気を引き出す。
 - ・ 体験活動を通して、活躍の場を多く設け自己肯定感の向上を図る。
- ④ 安心できる学級・学校づくり
 - ・ 教職員一人ひとりが児童・生徒の人権を尊重する。
 - ・ 児童・生徒一人ひとりを大切にされた教育活動が行われているか常に検証する。
 - ・ 心の居場所づくりに努める（相談室、保健室、プレイルーム等）。
 - ・ いじめを許さない雰囲気をつくる。
- ⑤ 多様性を尊重した人間関係づくり
 - ・ 互いの個性を認め合う学級経営を行う。
 - ・ 教育活動全体を通して、男女平等教育を適正に実施できるよう、指導内容や指導法について検証を行い、改善を図る。

（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等について

- ① 児童・生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③ 情報モラルの「セーフティ教室」を児童・生徒向けと保護者向けに行う。
- ④ 人権教育プログラムの実践事例を活用しながら、児童・生徒がインターネットによる人権侵害について理解し、未然防止等に努める。

3 学校いじめ対策委員会（GIT）の設置

校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・きよたき教室・登校支援チームで構成する「学校いじめ対策委員会」を設置して、週1回以上の委員会を実施する。さらに組織的に対応するため、児童・生徒の情報共有は、学年ごとに毎朝30分間の打ち合わせを実施する。

4 いじめに関する校内研修

- (1) 校内研修は、効果的で、より教職員の心に届くための工夫が必要となる。
ここでは、校内研修の構成要素を下記の①～③に整理し、その構成の例を提示する。
研修内容は年度始に決めておくとともに、年間の行事予定に位置付ける。
- ① いじめの理解（4月）
 - ・校長やSC、東京都巡回心理士等が講師を務めるなどして、学校いじめ防止基本方針や本手引きの内容を確認する。
 - ② 適切な事案対処（6月）
 - ・事例を取り上げ、学校のマニュアルに照らしながら対処方法について理解を深める。不明な点を洗い出し、その対応について、共通理解を図る。
 - ③ 未然防止（8月）
 - ・いじめの未然防止につながるテーマを決め、弁護士や東京都教育委員会訪問等を活用しながら外部講師を招聘して研修を進める。

5 いじめが発生した場合の対応（登校支援室とも連携する）

- (1) 直ちに学校いじめ学校対策委員会を開催し、対応策を立案し対応に当たる。
- (2) 担任や学年教員、SC、管理職と共にいじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。
- (4) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- (3) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ① 重大事態が発生した場合は、直ちに市教委指導課へ報告する。
 - ② 調査の主体は学校にあるが、市教育委員会の判断によって市教委が主体で対応する。
 - ③ 事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
<いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報提供>
 - ・学校は調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や調査の組織、方法、方針、経過について、いじめを受けた生徒やその保護者に説明する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (5) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
 - ・学校は調査の結果を市教育委員会へ報告する。また調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。

7 保護者・地域への啓発

- ・各家庭におけるいじめ防止等に関する保護者の意識啓発を図り、学校と家庭が協力していじめのない安全・安心な教育環境をつくるためのリーフレット等を配布する。
- ・保護者に対し、保護者会等を利用して情報提供の機会を設け、インターネット上の問題に対する学校の姿勢について理解と協力を求める。

8 学校評価

学校で行われているいじめ問題への取組状況を評価し、「学校いじめ対策委員会（GIT）」において、問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。評価については、いじめの有無やその対応のみを評価するのではなく、いじめ問題に対して学校が問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているのかについて学校評価の項目にも位置付け評価する。

- （1）学校いじめ対策委員会（GIT）において、いじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき次年度の対応等の修正を行う。
- （2）学校いじめ対策委員会（GIT）において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、次年度の取組や職員研修等に活かす。